

別紙様式第一

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

支 払 又 は 支 払 の 受 領 に 関 す る 報 告 書

(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)

報告年月日： _____

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

支払又は支払の受領の実行日	
1 報 告 者 氏 名 又 は 名 称 及び代表者の氏名 _____ 住 所 又 は 所 在 地 _____ 責 任 者 の 氏 名 _____ 担当者の氏名 (電 話 番 号) _____	報告者の区分 (14) (該当分に○) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業種番号(上記5のうち国際収支項目番号が記入要領3に該当する場合に記入) (15～17) ()
2 取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体) 氏名又は名称 _____ 所在国又は地域 _____	
(18～20) 業種番号(国際収支項目番号が記入要領3に該当する場合に記入)	

3 電子決済手段等の本邦通貨への換算方法(該当分に○ ニの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。)

イ. 実勢相場 ロ. 月中平均レート ハ. 月末レート ニ. その他()

支払又は支払の受領の目的	受払の区分	金額(決済通貨により記入すること。)	日本銀行使用欄(通貨)
(21～23) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(24) 支 払	(25～36)	(37～39)
	(40) 支払の受領	(41～52)	(53～55)
(56～58) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(59) 支 払	(60～71)	(72～74)
	(75) 支払の受領	(76～87)	(88～90)
(91～93) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(94) 支 払	(95～106)	(107～109)
	(110) 支払の受領	(111～122)	(123～125)
(126～128) 国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(129) 支 払	(130～141)	(142～144)
	(145) 支払の受領	(146～157)	(158～160)

日本銀行使用欄(国)
(161～163)

(記入要領)1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3 業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合に、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合に記入すること。

4 取引の相手方は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合は、支払等の相手方を記入して差し支えない。

5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。

6 支払又は支払の受領の金額については、原則として決済通貨により記入するが、支払又は支払の受領が電子決済手段等(法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段等をいう。)により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。

7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

8 債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額(相殺尻として決済する部分を含む。)について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「491(貸借記又は相殺の決済尻)」として支払等の報告を行うことができる。

(注)1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

(日本産業規格A4)